

西栗倉村空き家バンク登録物件の媒介にかかる協定締結事務手続要領

(総則)

第1条 この要領は、西栗倉村と宅地建物取引業者が西栗倉村空き家バンク設置要綱（平成29年9月14日要綱第23号）第12条に規定する協定（以下、「空き家バンク物件媒介協定」という。）を締結するための事務手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 空き家バンク物件媒介協定の相手方となる者は次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号）第3条第1項に規定する免許を受けた者であること。
- (2) 西栗倉村内に本店、支店又は営業所を有する事業者であること。
- (3) 村税の滞納がないこと。

(協定の申込)

第3条 宅地建物取引業者は、空き家バンク物件媒介協定を締結しようとするときは、申込書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 宅地建物取引業者は、前号に定める申込書を提出するときは次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 宅地建物取引業法第6条に規定する免許証の写し
- (2) 宅地建物取引業者が法人であるときは、その登記事項証明書。個人であるときは住民票の写し
- (3) 前号の書類により、本店、支店又は営業所が西栗倉村内に存することが確認できない場合はそれらが存在することを証する書類
- (4) 村税の滞納のないことを証する書類

(協定の締結)

第4条 村長は前条の規定による申込があったときは、その内容を確認の上、適切と認めるときは西栗倉村空き家情報登録制度「空き家バンク」媒介に関する協定書（様式第2号）により協定を締結するものとする。

2 村長は前項の協定を締結したときは、次の各号に掲げる事項を村のウェブサイトに掲載するものとする。

- (1) 締結番号
- (2) 宅地建物取引業者の名称又は氏名
- (3) 宅地建物取引業者の本店、支店又は営業所（村内に存するものに限る。）の所在地及び連絡先
- (4) 宅地建物取引業者の免許証番号
- (5) 協定締結年月日

(変更)

第5条 宅地建物取引業者は、前条第1項に規定する協定締結後、前条第2項各号に掲げる事項に変更のあったときは、速やかにその旨を記載した変更届（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は前項の届けがあったときは速やかに前条第2項に定めるウェブサイトの掲載情報を修正しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、公布の日から施行する。